

決議案第1号

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年 2月28日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者	取手市議会議員	岩澤	信
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	染谷	和博
〃	〃	関戸	勇

[提案理由]

ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請するため。

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議案

ロシアのプーチン政権のウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

ミサイルなどの爆撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態である。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

ここに取手市議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

以上、決議する。

令和4年 月 日

茨城県取手市議会

議案第9号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関川	翔
〃	〃	岩澤	信
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	染谷	和博

提案理由

令和4年度から取手市立かたらいの郷の利用時間を変更するに当たり、7月から9月までの期間については、利用終了時間を午後5時までではなく、午後7時までとするよう修正提案するものです。

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第 9 号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前（対応する修正後の欄はこの欄の後に記載）		
(利用時間及び休館日)		
第 4 条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。		
施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娛樂室 リラクゼーションルーム 交流広場	<u>午前 9 時から午後 5 時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	<u>午前 10 時から午後 5 時まで</u>	

修正後（対応する修正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 リラクゼーションルーム 交流広場	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前10時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前10時から午後5時まで</u>	

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関 戸 勇
〃	〃	加 増 充 子
〃	〃	細 谷 典 男

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するよう修正提案するものです。

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第10号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減額し、又は免除する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の</u></u></p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減免する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得</u></u></p>

被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

4 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。